

# 県内事業者の皆様へ

事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生したら

まずは、事業所の所在地を管轄する**保健所**に**電話**で  
連絡をお願いします。

草津保健所	0 7 7 - 5 6 2 - 3 5 2 7	(草津市、守山市、栗東市、野洲市)
甲賀保健所	0 7 4 8 - 6 3 - 6 1 1 1	(甲賀市、湖南市)
東近江保健所	0 7 4 8 - 2 2 - 1 3 0 0	(近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町)
彦根保健所	0 7 4 9 - 2 2 - 1 7 7 0	(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)
長浜保健所	0 7 4 9 - 6 5 - 6 6 6 0	(長浜市、米原市)
高島保健所	0 7 4 0 - 2 2 - 2 5 2 5	(高島市)
大津市保健所	0 7 7 - 5 2 2 - 7 2 2 8	(大津市)

感染を拡大させないためには迅速な対応が必要です。  
大切な従業員や地域を守ることに繋がりますので、皆様のご協力をお願いします。



※保健所は、医療機関や検査機関、自治体を通して感染情報を得ますが、  
事業所等へのより迅速な対応をするために、ご一報をお願いするものです。

滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 感染症対策室